

官報

昭和五十四年四月十一日

○第八十七回 参議院會議録第十二号

昭和五十四年四月十一日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十四年四月十一日
午前十時 本会議

第一 放送大学学園法案(趣旨説明)

第二 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一より第六まで

一、参議院事務局職員の見定に関する件

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

昭和五十四年四月十一日 参議院會議録第十二号

請暇の件 放送大学学園法案(趣旨説明)

この際、お諮りいたします。
寺下岩藏君から病氣のため二十二日間請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 放送大学学園法案(趣旨説明)

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。
内藤文部大臣。

〔内務大臣内藤三郎君登壇、拍手〕
○内務大臣(内藤三郎君) 放送大学学園法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の高等教育は、近年急速な発展を遂げ、国際的に見ても高い普及率を示すに至っておりますが、科学技術の進歩や経済の発展に伴い複雑、高度化してきている今日の社会において、国民の高等教育の機会に対する要請は一段と高まり、かつ、多様化しつつあるところであります。

このような状況において、放送を効果的に活用する新しい教育形態の大学を設置し、大学教育のための放送を行うことにより、広く国民に大学教育の機会を提供することは、生涯にわたり、多様な広範な学習の機会を求める国民の要請にこたえるゆえんのものであると考えます。

さらに、この大学が既存の大学等との緊密な連

携を図ることにより、大学間の協力、交流の推進、放送教材活用の普及等の面で、わが国大学教育の充実、改善にも資することになることが期待されるものであります。

この大学の設置形態につきましては、種々検討を重ねてきたところでありますが、新たに特殊法人を設置し、これが大学の設置主体となるとともに、放送局の開設主体となることと適切であると考え、特殊法人放送大学学園を設立するため、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案におきましては、特殊法人放送大学学園に、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、学校教育法、放送法その他関係法律について所要の規定を整備することとしたしておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

まず第一に、放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえ、かつ、国民の大学教育のための放送の普及発展を図ることを目的とするものであります。

第二に、放送大学学園は、法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は一億円とし、政府がその全額を出資することとしたしております。

第三に、放送大学学園の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この学園の設置する大学の学長は、職務上理事となることとしたしております。

また、この学園には、その運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について

審議することとしたしております。

第四に、放送大学学園の業務については、放送等により教育を行う大学を設置すること及びこの大学における教育に必要な放送を行うことを規定するとともに、この学園の施設、設備及び教材を他大学における教育または研究のための利用に供することとできることとしたいたしました。

なお、この法人は、これらの業務を行うほか、主務大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要なその他の業務を行うこともできることといたしております。

第五に、放送大学学園の設置する大学の組織等についてはありますが、この大学が、特殊法人によって設置される大学であること、放送を利用して教育を行う大学であること等を考慮し、大学の運営が適切に行われるよう所要の規定を設けることとしたしております。

まず、この大学に、学校教育法に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置くこととし、学長は理事長の申し出に基づいて文部大臣が、副学長及び教員は学長の申し出に基づいて理事長が、それぞれ任命することとしたしております。

なお、学長及び教員の任命の申し出は、評議会の議に基づいて行われなければならないこととしたしております。

次に、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて学長が定めることとしたしております。

また、この大学に、学長の諮問機関として評議会を置き、大学の運営に関する重要事項について審議することとし、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うこととし、学長、副学長及び評議会が定めることにより選出される教授で組織することとしたしております。

さらに、この大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員等の参加

を積極的に求めるよう規定いたしております。

第六に、放送大学學園の財務、会計及びこれに対する主務大臣の監督等については、この學園の業務の公共性にかんがみ、一般の特殊法人の例にならうとする規定を設けておりますが、この法律における主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣といたしております。

第七に、放送大学學園の設立と関連する関係法律の一部改正についてであります。まず学校教育法につきましては、この學園が大学の設置者となり得ることを規定するとともに、通信により教育を行う學部の設置に関する規定を設ける等、所要の整備をいたすものであります。

また、放送法につきましては、この學園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保、広告放送の禁止等、所要の規定の整備をいたすものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。相谷照美君。

〔相谷照美君登壇、拍手〕

○相谷照美君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました放送大学學園法案に関して質問いたします。

放送大学の構想は、放送を媒体として学問と教育を広く国民一般に公開するとともに、大学教育を希望する勤労者及び社会人に広く大学教育の機会を提供することを目的としたものであります。日本社会党は、このような放送大学の構想を、国民のために開かれた大学を目指すものとして、その意義については積極的に評価いたします。しかし、そのためには、学問、教育の自由と、これを保障するための大学の自治が確立されると同時に、国民が真に望んでいる高度で多様な教育の提供が必要であります。

そこで、最初に総理に基本的なことをお尋ねいたします。

たします。

第一は、マスメディアを効果的に活用する教育機関を学校教育法上の大学として今日設立しようとする理由とその意義は何でありますか。第二に、新しい形態の放送大学がどのような大学であるのか、いま一つ国民に大学としてのイメージがわいてこないのではありませんか。したがって、大学としての実体を備えるためにどのような構想をお持ちでありますか。第三に、放送大学が国民の多様な要求に柔軟に対応するためにはどのような体制が望ましいのか。この三点について御説明を承ります。

以下、本法案の具体的な問題について政府の見解を伺います。

まず第一に、放送大学の管理運営に関して伺いたします。

かつてコペルニクスは、天動説に対して地動説を主張したため、時の教会権力から迫害を受けたという史実がございます。これは、学問の自由が人類の発達にとってどんなに大切なものであるかを物語っていると思うのであります。特に、大学は社会において研究教育の中心機関であることから、大学における学問、教育の自由がことのほか強調されていなければならないのであります。また、大学の自治が大学の自由が保障されることができないのであります。したがって、放送大学が大学であるかどうかの実質的な判断は、当大学に学問の自由、大学の自治が保障されているかどうかで決めることができるのであります。文部大臣、大学の自治、学問の自由が放送大学に確保されているとお考えですか。事実を挙げて答弁願います。

放送大学の設置主体は、国公立でも私立でもなく、日本の大学史上初めての特殊法人であります。本法人が大学設置を目的とする以上、その組織は他の特殊法人とは異なった組織、つまり大学の自治を保障する体制が採用されなければなりません。しかしながら、特殊法人の理事長及び監事は文部大臣の一方的任命であり、大学の学長は理事長の申し出に基づいて文部大臣が任命すること

になっていきます。このような人事管理体制で果たして大学の自治が守られるでしょうか。

次に、大学の内部組織について申し上げます。大学には、学長及び副学長を置くほか、学長、副学長と十二名以内の教授から成る評議会が置かれ、これらの機関が教員の人事権、管理運営権を掌握することになっております。放送大学の完成時には、常勤、非常勤を合わせて四千名近い教員が配置され、年間経常費は約三百億円と見込まれております。このような大規模な放送大学の人事と大学運営を一握りの首脳陣の一存で行うことは、大学自治にもとるばかりでなく、放送大学の発展の障害になるのではないかと思います。文部大臣の見解を示されたいと思います。

また、本法案には、教授会に関する規定がなく、評議会と教授会の関係、また、大学組織における教授会の位置づけが明確ではありません。学校教育法に定める教授会は評議会の単なる下請機関となるのかどうか、文部大臣に明確な答弁を願います。

翻って、本法案が意図する管理体制を図式化しますと、文部大臣―理事長―学長―副学長―評議会―教員と、上意下達の管理統制の仕組みが貫徹されております。その上、文部大臣には、大学に対して教育の調査等教育内容に関する報告書を提出させる権限が与えられております。まさに統制一色の支配体制と言われても弁明できないと思えます。これでは、学問の自由、大学の自治は確保されず、放送大学は大学とは言えないものに陥る危険性が多いと言わざるを得ないのであります。

総理大臣、このような管理体制を大学らしい組織に改めるために再検討されるおつもりはありますか。

次に、教員の身分保障について伺います。教員人員の問題は、大学自治の確保にとって重要な柱であります。教員の転任、降任及び免職につきましては、国公立大学の場合、評議会または教授会の審査の結果によるものでなければその意

に反して処分されない旨、教員公務員特例法は定めております。しかし、本法案には、このような身分保障規定は設けられていません。特に、放送大学の学習コースが、「生活と福祉」とか「人間の発達と教育」など、既存の法律学、経済学等のように学問体系が確立していない分野であること、また、放送による講義が教室内の授業と異なっており、不特定多数の公衆によって視聴されるので、講義に対する非難、批判、抗議は、他の大学に比べてかなり多いことが予想されます。それだけに、放送大学の教員につきましては、むしろ教育公務員以上の身分保障規定を設ける必要があると考えますが、文部大臣の見解を伺います。

また、本法案は、教員の任期制を採用しており、これによって教員の身分は一層不安定なものとなっております。さきに述べましたように、教員の地位、身分の保障は、学問の自由、大学の自治確保の根幹をなすものであり、この点から大学としてその体をなしているのか疑わしいものであります。なお、わが国の大学では任期制が採用されていない中で、ひとり本大学だけがこれを採用することは、すぐれた人材を誘致する上で大きな障害とならないか、大臣の見解をたします。

第三に、現行の放送法制にかかわって伺います。

わが国の放送法が、NHKと民間放送事業者のみを放送事業者として、国は放送局の免許主体者となり得ないとしております。これは、限りある電波によって不特定多数を対象とする国民への思想統制を抑制する配慮から、国営放送を禁ずる思想から出ているのであります。ところが、本法案による電波は、この大学の放送を通じて講義を受ける学生のみならず、不特定の国民だれもが受信し得る第三の新しい系列の電波です。しかも、より重要なことは、特殊法人という全額国庫負担による電波であり、準国営放送と言うべきものであります。したがって、国営放送を禁ずる思想は、国の財政支出をも原則的に排除するものであって、今

回の制度はこれに相反する性格を持つものと考えざるを得ません。このように、放送大学は、放送の面から見ると、現行の放送法制度の根本的変更を求めていると考えざるを得ません。郵政大臣の御所見を伺います。

さらに、放送法の基本的な秩序にかかわる問題を本法の附則でもって処理が行われておりますが、この問題は、すでにありますNHKの教育放送、さらには通信教育などの分野と競合ないしは併存する機能が少なくなく、これらの問題を含め、十分なる検討が必要であります。政府の扱いは、この問題を軽視したものと言わざるを得ませんが、郵政大臣の御見解はいかがでありますでしょうか。

第三に、放送大学の教育研究水準の確保について伺います。

本大学は、従来の大学と異なり、放送というマスメディアを大学教育に活用することに特色があります。ところが、その特色が次のような問題を提起しております。

まず、放送法第四十四条第三項のいわゆる放送コードの準用が放送大学の教育研究の自由を制約し、大学らしい講義をできなくするのではないかと、大学らしい講義をできなくするのではないかと、という疑問であります。放送コードには、「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」という規定があります。これを放送大学に準用すると、もろもろの学説を並列的に紹介するにとどまり、蒸留水のような講義にならないかという疑問であります。自己の研究成果に基づいて、異なった学説と争い、自己の学説の正しさを論証するような迫力ある講義が放送大学で期待できるのでしょうか。また、放送コードが教育内容に対する政治的攻撃の根拠になることを憂うものであります。そもそも、学問とは現状を批判する面が強いものであります。文部大臣の御見解を承りたいと存じます。

次に、放送による教育の限界についてお尋ねし

ます。

大学における教育には、教員と学生とが学問内容について議論したり質疑応答を行ったりすることがきわめて重要なことであります。ところが、放送による授業では、現在のところ、学生が教員に質問することができず、教育効果には一定の限界があります。私は、昨年、訪英議員団の一員としてイギリスのオープンユニバーシティを調査してまいりましたが、そこでは、学生に対する直接指導を非常に重視しておりました。すなわち、放送授業時間よりも直接授業時間の方が多く確保されておられ、合宿制による一週間のサマースクール等も実施しておりました。わが国の放送大学においても、スクーリングの充実が大学の教育水準を確保する上できわめて重要であります。文部大臣のお考えをお伺いします。

また、大学に欠くことのできない研究機能を放送大学はどう確保するのか、さらに、昨年設立された放送教育開発センターは研究面でどのような役割を果たすのか、御答弁を願います。

第四に、私立大学の通信教育との関係についてお尋ねします。

私立大学が行っている通信教育は、政府から大きな援助を受けることなく、困難な状況の中で三十余年の伝統を築いてまいりました。今日まで六万人の卒業生を世に送り出しています。このような私立通信教育が放送大学の創設によって不当に圧迫されるようなことは、絶対にあってはならないのであります。むしろ、両者が相互に発展できるような関係をつくり出すことが大切であります。私大通信教育関係者から、放送大学に関連して、同大学の運営への参加、学習センターの共同利用、放送利用の機会の開放についての要望が出されていますが、これらをどのように生かされるのか、具体策を示してください。

第五に、有給教育休暇等について伺います。

放送大学を成功させる一つの条件として、学生の学習条件の確保の問題があります。私立大学の

通信教育の例を見ますと、卒業する割合は一、二割程度にすぎず、卒業できない最大の理由は、スクーリングに出席するための休暇がとれないことにあるとあります。また、スクーリングに出席している者でも、欠勤扱いを受けたり、中には休職や退職をする者まで出てくるのが現状であります。放送大学にとりましては、有給教育休暇制度や週休二日制の確立は不可欠と考えますが、総務長官、労働大臣及び文部大臣のお考えを承りたいと存じます。

最後にお尋ねしたいことは、放送大学のみが電波を独占し、放送を利用した大学教育を行うことは、学問の公定化、思想画一化の誘導につながるまいかという疑問、不安であります。私大の通信教育関係者から電波の利用の道を開いてほしいとの要望がありますが、複数の大学教育放送が実現できるような他大学にも放送大学学園の電波を開放することについて、文部大臣の見解を述べていただきたいと存じます。

以上、五点到わたつて質問いたしました。放送大学を成功させるためには、学問の自由、大学の自治の確立はもとより、人材誘致、スクーリングの充実、教育休暇制度の確立等、学習条件の整備が実現されなければなりません。その他、放送大学が真に開かれた大学になるためには、国公立大学から全面的な協力が得られるよう体制づくを行うこと、国民の要求を把握し、これに柔軟に対処できる体制をつくる必要であり、さらに財政の確立も必要と考えます。放送大学は新しい試みであるだけに、学問の自由の面からも放送法制度の面からも、問題が多面的に提起されておりますが、国民的な合意が得られるまで、安易に結論を急がず、さらに慎重な検討を行うことが必要であります。総理及び文相の御見解を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 粕谷さんの第一の御質問は、放送大学を学校教育法上の大学として設立

しようとする理由はどうかというお尋ねでございます。これは、申すまでもなく、マスメディアを活用いたしまして学習の機会をできるだけ広く提供せられたいという国民の要請にこたえようとするものでございます。

それから第二の御質問は、この放送大学は一つイメージがはつきりしない、その実体の充実、整備、それから多様な要請をどのようにこなしていくかというふうな点についてどういう構想を持って臨もうとするのかという意味の御質問でございます。これにつきましては、法律にもございますように、放送大学学園という法人を設立いたしました。これに柔軟でかつ創造的に対応してやっていただくこととおもっております。したがって、この特殊法人の人的構成、その運営は、その意味で非常に大事になってくると考えております。

それから第三の、この管理体制は法案で見る限りにおいてどうも心配である、もう一度考え直して再検討を加える必要があるんじゃないかということでございます。御質問の御趣旨は私もよく理解できますけれども、この問題は、放送大学学園の今後の運営の実態、推移を十分注意して、逐次の改善を加えることによって御要請にこたえるべきでないかと考えております。

それから最後に、この放送大学を成功に導くために数点にわたつての強い要請がなされました。一々ごもっともでございます。十分その意を体して対処したいと存じます。

自余の質問に対しましては関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣内藤三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(内藤三郎君) 粕谷さんの御質問にお答えいたします。

まず第一に、放送大学の管理運営の問題について申し上げます。

まず、放送大学における大学の自治の問題であります。放送大学が特殊法人の設置する大学で

あることに留意し、大学の自主性を尊重する見地から、教員人事に關し所要の規定を設け、監督命令については財務または會計に關する事項に限定するなどの点に配慮しているものでありまして、大学の自治、學問の自由は確保されているものと考へております。

次に、放送大学の學長の任命についてであります。放送大学の學長については、理事長の申し出に基づいて文部大臣が任命することとしておりますが、理事長のその申し出は、評議会の議に基づいて學長が定める基準により、評議会の議に基づいて選任された候補者について上申することとしており、學長の人事に關する大学の自主性は損なわれていないと考へております。

次に、評議会の制度についてであります。放送大学においては、教員組織の複雑性に照らし、評議會を置くこととしたてております。その構成については、放送大学の教員団の構成単位として想定される専攻から最低一人の教授が評議員として選出されることを予定し、各分野の意見が十分反映されるよう配慮してあり、大学の自治にとりては絶対ないとして考へております。

次に、放送大学における教授会の性格についてであります。放送大学の教授会も、学校教育法の定めるところにより、教育研究に關する重要な事項を審議するという基本的な性格において異なるものではないと考へております。

次に、教員の身分保障についてであります。放送大学の教員については、人事の基準に關する事項については評議会の議に基づいて學長が定めることとし、免職、降任については評議会の議に基づいて行うこととするなど、教育公務員特例法に準じて所要の規定を設け、身分保障について配慮したところでありまして。

次に、教員の任期制の問題であります。放送大学の特殊性にかんがみ、特定の教員が永続的に放送大学の教員の地位を占めることは適當ではなく、広く各方面のすぐれた人材が適宜参加する体制

制をとり得るよう、教員について任期制を採用することを予定したものであります。また、放送大学における教員の任期制が円滑に機能し、優秀な人材の協力、参加を得るためには、任期制の意義について関係各大学の理解が必要であるので、文部省においても、関係者の間に十分な理解と協力が得られるよう努力したいと考へております。

たなければならぬことは言うまでもないところであり、これまでの検討においても、この点について配慮すべきことが指摘されているところであつて、今後、放送大学の具体的計画を取りまとめるに当たって十分配慮してまいりたいと考へております。

第二に、放送大学の教育研究水準の確保の問題について申し上げます。

この点に關連して、昨年設立された放送教育開発センターは、放送教育の内容、方法等に関する研究開発を行うことを目的とするものであつて、その面の研究開発については、放送大学と密接な連携協力のもとに、重要な役割りを果たすことを期待するものであります。

まず、いわゆる放送コードによる教育研究の自由の制約の問題についてであります。この問題は、放送大学が放送を通じて教育を行うことによる当然の要請にかかるともであり、まず、政治的公平の問題につきましても、教育基本法第八条の規定によつて、「特定の政党を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とこととされているところであつて、放送大学の授業としての放送が政治的に公平でなければならぬことは当然のことと考へております。

第三に、私立大学通信教育関係者からの要望の問題について申し上げます。

また、意見が対立する問題はできるだけ多角的に論点を明らかにするという問題についても、大学の通常の講義においても多角的な考察によつて問題点を明らかにすることが要求されることであつて、これによつて放送による教育内容の水準を低下させるものではないと考へております。

放送大学の運営への参加の問題については、放送大学學園法案においては、學園の運営に広く有識者の意見を反映させるために、理事長の諮問機關として運営審議會を置くこととしておりますので、私立大学通信教育の關係者を運営審議會の委員に任命することにより、その意見を反映させるよう配慮することとしたと考へております。

次に、スクーリングの充実問題でございます。御指摘のとおり、放送の持つ教育的機能を補完する意味で、スクーリングは欠くことのできな

第四に、有給教育休暇制度や週休二日制度を確立するという御提案についてであります。この問題は大変大事な問題であります。他省庁にもかかる種々の問題等々もあり、今後の社会経済情勢等も見えかねながら、今後慎重に検討してまいりたいと考へております。

次に、スクーリングの充実問題でございます。御指摘のとおり、放送の持つ教育的機能を補完する意味で、スクーリングは欠くことのできな

第五に、他大学へ電波を開放することについてであります。放送大学の教育に支障のない範囲で、他大学、特に私立大学通信教育のための放送

次に、教育研究の問題についてであります。放送大学においても、教育と並んで研究機能を持

に開放できることが望ましいと考へているところであり、法案においてそのための所要の規定を設けたところでありまして。今後學園側と関係大学との間で具体的問題について協議の上、適切に対処されることを期待するものであります。

次に、教育研究の問題についてであります。放送大学においても、教育と並んで研究機能を持

に開放できることが望ましいと考へているところであり、法案においてそのための所要の規定を設けたところでありまして。今後學園側と関係大学との間で具体的問題について協議の上、適切に対処されることを期待するものであります。

最後に、放送大学については国民的合意が得られるまで慎重な検討を行うべきとの御提案についてであります。放送大学の構想については、各方面の御賛同を得ているところであり、その実現を図りたいと考へております。もとより、今後放送大学の構想を実施に移すに当たっては、具体的問題については各方面の意見を伺い、理解を得ながら進める必要があると考へておりますので、十分御理解をいただきたいと思つております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣白濱仁吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(白濱仁吉君) 粕谷議員の私に對する御質問にお答えいたします。

放送大学學園の放送は準國營放送であり、放送法の精神になじまないのではないかと御指摘でございます。この法律案では、主務大臣は學園及びその設置する大学に對し財務、會計以外の監督命令は行うことができないなど、大学の自治の保障、放送番組編集の自由の保障等の見地から特に配慮した措置を講じておりまして、國からの独立は十分確保されておらず、御指摘のような國營放送としての懸念はないものと考へます。また、學園の放送は大学教育のための放送に限られており、既存の放送秩序に及ぼす影響は少なく、放送体制の基本的な変革にはならないものと考へております。

次に、放送法を放送大学學園法案の附則で改正することにつきましては、放送大学學園は、その業務として、大学を設置いたす等とすることに、当該大学における教育に必要な放送等を行うこととしており、この放送を行うために必要と考へられる点につきましても、この法案の附則により、放送法の手直しをすることとした次第であります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) 私に対する御質問は、放送大学に学ぶ勤労者に有給休暇を与えて教育を受けさせると、そういう制度の確立をしろと、それに関連して週休二日制を強力に進めないので、こういうような御趣旨だと思ひます。

この点に關しましては、昭和五十四年度から有給教育訓練休暇に關しまして奨励給付金を与える制度をすでに確立しております。これを活用願ひたいと思ひます。

なお、週休二日制につきましては、いままでもこれが実現に推進してまいりましたけれども、さらに強力に推進してまいりたいと、こう考へるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(三原朝雄君) 私に対する御質問は、放送大学設置に伴つて、国家公務員の勤務、休暇の問題等に關してお尋ねでございます。

そこで、放送大学が設置されれば、私は、やはり公務員も学生としてお世話になる、そういうことを予想するわけでございます。

そこで、週休二日制の問題でございますが、御承知のように、再試行を実施いたしましたして、三月末これを終了し、各省庁におきましてはただいまその結果をまとめておる段階でございます。この結果を踏まえて、私も、社会経済の状態でございまして、あるいは民間の週休二日制の問題、あるいは国民世論の問題等を勘案をし、特に、政府といたしましては予算並びに定員を増加させないという条件もあるわけでございますが、そういう諸般の条件を踏まえて、人事院の最終的な意見を待つて対処してまいりたいと思へておるわけでございます。

次に、公務員の休暇制の問題でございますが、これは人事院の所管でございますけれども、政府といたしましては、やはり、民間の休暇の問題でございますかと、あるいはまた国民の世論等を

勘案をいたしまして、これらに十分留意しながら、いま先生御指摘の公務員の放送大学設置に伴つての勤務、休暇、給与等の問題をひとつ検討をして対処してまいりたい、要請にこたへたい、そういうこととおるところでございます。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) 日程第二 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

日程第三 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案

日程第四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

日程第五 国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部を改正する法律案

日程第六 議院に出頭する証人等の旅費及び日當に關する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)
以上五案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長木村睦男君。

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年四月十一日

参議院議長 安井 謙殿

議院運営委員長 木村 睦男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額を現行の五十四万円から五十六万円に改定するとともに、普通

退職年金の若年停止に關する規定を設けようとするものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十四年度において約千九百万円である。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十四年四月十日

参議院議長 安井 謙殿

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同條第三項とする。

ただし、普通退職年金を受ける権利を有する者が再就職を退職した日において五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

第五條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の時効は、第十五條第一項の規定により普通退職年金の支給を停止される者の当該普通退職年金については、その者が五十五歳に達する日の属する月の末日までの期間は、進行しない。

第十五條中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

普通退職年金は、これを受ける者が五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 普通退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の不具障害の状態にあるときは、その者が五十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

第二十七條中「第十五條」を「第十五條第三項若しくは第四項」に改める。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三

項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

13 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、六百七十二万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

14 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

(普通退職年金の停止に關する規定の改正に伴う経過措置)

2 昭和五十四年四月一日に国会議員としての在職期間が四年以上である者に係る普通退職年金については、改正後の国会議員互助年金法第十五條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による停止は、行わない。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年四月十一日

参議院議長 安井 謙殿

議院運営委員長 木村 睦男

要領書

三〇三

昭和五十四年四月十一日 参議院會議録第十二号 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外四件

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、本年四月から立法事務費の月額を現行の四十万円から六十万円に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に要する経費は、昭和五十四年度において約十八億三千二百二十万円である。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十四年四月十日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条中「四十万円」を「六十万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。
2 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和五十四年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十四年四月十一日
議院運営委員長 木村 睦男
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、本年四月から国会議員の日額の最高限度額を現行の三千五百円から四千五百円に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に要する経費は、昭和五十四年度において約八百二十五万円である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十四年四月十日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八条の二中「三千五百円」を「四千五百円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。
審査報告書
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十四年四月十一日
議院運営委員長 木村 睦男
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、本年四月から、国会議員の秘書に支給される勤続特別手当の計算の基礎となる在職期間に秘書から引き続いた秘書参事等の在職期間を加えるとともに勤続特別手当の月額を期末手当及び勤続手当の額の計算の基礎に加えるようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に要する経費は、昭和五十四年度において約八千四百万円である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十四年四月十日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第二条の三第一項中「その在職期間」の下に「(国会議員の秘書を退職し、引き続き秘書参事等(各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは國務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は國務大臣の秘書事務をつかさどる一般職公務員を含む。)をいう。)として在職した場合の当該在職期間を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。
審査報告書
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正にかんがみ、本年四月一日から、議院

第三条第二項中「給料月額」の下に「及び勤続特別手当月額の合計額」を加える。
第四条第二項中「給料月額」の下に「及び勤続特別手当月額の合計額」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。
2 昭和五十四年三月三十一日以前の国会議員の秘書から引き続き各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは國務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は國務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員)の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員を含む。として在職期間に、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の三第一項の秘書参事等としての在職期間とみなし、同条の規定を適用する。

3 国会議員の秘書が、改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の三第一項の規定に基づいて昭和五十四年四月一日以後の分として受けた勤続特別手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の三第一項の規定による勤続特別手当の内払とみなす。

審査報告書
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正にかんがみ、本年四月一日から、議院

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正にかんがみ、本年四月一日から、議院

に出頭する証人等に対して鉄道旅行の急行料金が支給される範囲を現行の百キロメートル以上から五十キロメートル以上に改めるとともに、旅費の支給方法の整備を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十四年度において約一百万円である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十四年四月十日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、鉄道の便がない区間の陸路旅行には車賃を支給する。

第五条中「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

〔木村睦男君登壇、拍手〕

○木村睦男君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外四件につきまして、御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額を現行の五十四万円から五十六万円に改定するとともに、普通退職年金の若年停止に関する規定を設けようとするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から立法事務費の月額を現行の四十万円から六十万円に改めようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から議会議費の日額の最高限度額を現行の三千五百円から四千五百円に改めようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書に支給される勤続特別手当の計算の基礎となる在職期間に、秘書から引き続いた秘書参事等の在職期間を加えるとともに、勤続特別手当の月額を期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎に加えようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正にかんがみ、議院に出頭する証人等に対して、鉄道旅行の急行料金が支給される範囲を現行の百キロメートル以上から五十キロメートル以上に改めるとともに、旅費の支給方法の調整を図らうとするものであります。

以上四件は、いずれも、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案並びに議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認められます。よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) この際、参議院事務局職員の定員に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして、議席に配付いたしましたとおりの参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議院運営委員会に諮りましたところ、異議がない旨の決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百六十八人」を「千二百六十九人」に改める。

附 則

この規程は、昭和五十四年四月十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

○議長(安井謙君) 本規程案に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認められます。本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	
太田 淳夫君	相沢 武彦君	安井 謙君	加瀬 完君
和泉 照雄君	矢原 秀男君		
渡部 通子君	藤原 房雄君		
桑名 義治君	内田 善利君		
塩出 啓典君	三木 忠雄君		
柳澤 謙造君	納谷 道一君		
亀長 友義君	原田 立君		
馬場 富君	上林繁次郎君		
阿部 憲一君	和田 春生君		
三治 重信君	遠藤 政夫君		
中野 明君	黒柳 明君		
栗林 卓司君	木島 則夫君		
原 文兵衛君	鈴木 一弘君		
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君		
藤井 恒男君	中村 利次君		
古賀雷四郎君	志村 愛子君		
二宮 文造君	小平 芳平君		
多田 省吾君	中尾 辰義君		
田淵 哲也君	向井 長年君		
新谷寅三郎君	大石 武一君		

下村 泰君	山田 勇君	細川 護熙君	安孫子 藤吉君	山崎 昇君	片岡 勝治君	國務大臣	内閣総理大臣	大平 正芳君	議院運営委員	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
前島英三郎君	市川 房枝君	青井 政美君	井上 吉夫君	小野 明君	坂倉 藤吾君	官本 顯治君	文部大臣	内藤 三郎君	辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
青島 幸男君	秦 豊君	石破 二郎君	大島 友治君	佐藤 三吾君	下田 京子君	藤田 進君	郵政大臣	白濱 仁吉君	辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
中西 一郎君	北 修二君	大鷹 淑子君	植木 光教君	佐藤 昭夫君	大森 昭君	小柳 勇君	労働大臣	栗原 祐幸君	辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
高橋 圭三君	衛藤征士郎君	安田 隆明君	稲嶺 一郎君	松前 達郎君	龜山 篤君	藤田 進君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君	初村 瀧一郎君	上田 稔君	山中 郁子君	安武 洋子君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
浅野 祐君	後藤 正夫君	山崎 竜男君	増田 盛君	内藤 功君	安恒 良一君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
糸山英太郎君	遠藤 要君	鈴木 省吾君	徳永 正利君	吉田 正雄君	大木 正吾君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
桧垣徳太郎君	吉田 実君	江藤 智君	鍋島 直紹君	丸谷 金保君	香脱タケ子君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
平井 卓志君	林 道君	岩動 道行君	町村 金五君	小巻 敏雄君	福間 知之君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
世耕 政隆君	小林 国司君	西村 尚治君	藤田 正明君	森下 昭司君	青木 新次君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
中山 太郎君	片山 正英君	楠 正俊君	最上 進君	野田 哲君	神谷信之助君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
梶木 又三君	藤井 丙午君	柿沢 弘治君	円山 雅也君	赤桐 操君	小山 一平君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
嶋崎 均君	土屋 義彦君	増岡 康治君	堀江 正夫君	寺田 熊雄君	和田 静夫君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
長田 裕二君	木村 睦男君	有田 一寿君	森田 重郎君	橋本 敦君	小谷 守君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
塚田十一郎君	熊谷太三郎君	野末 陳平君	林 寛子君	川村 清一君	田中寿美子君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
源田 実君	二木 謙吾君	藤井 裕久君	降矢 敬義君	栗原 俊夫君	西ヶ久保重光君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
加藤 武徳君	小澤 太郎君	高杉 勉忠君	村沢 牧君	市川 正一君	渡辺 武君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
丸茂 重貞君	山東 昭子君	勝又 武一君	秦野 章君	秋山 長造君	村田 秀三君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
坂元 親男君	亀井 久興君	夏目 忠雄君	永野 嚴雄君	吉田忠三郎君	戸叶 武君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
中村 太郎君	宮田 輝君	高橋 譽富君	広田 幸一君	小柳 勇君	阿具根 登君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
前田 勲男君	岩上 二郎君	矢田部 理君	案納 勝君	藤田 進君	河田 賢治君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
山本 富雄君	真鍋 賢二君	佐藤 信二君	岡田 広君	宮本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
高平 公友君	成相 善十君	斎藤栄三郎君	粕谷 照美君	官本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
福島 茂夫君	戸塚 進也君	目黒今朝次郎君	石本 茂君	宮本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
上條 勝久君	堀内 俊夫君	菅野 儀作君	山内 一郎君	宮本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
森下 泰君	望月 邦夫君	安永 英雄君	大塚 喬君	宮本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君
福岡日出磨君	鳩山威一郎君	金井 元彦君	瀬谷 英行君	宮本 顯治君	上田耕一郎君	小柳 勇君			辭任	長田 裕二君	上條 勝久君	補欠	阿部 憲一君	相沢 武彦君	阿部 憲一君

議長の報告事項
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辭任

藤川 一秋君

補欠

高平 公友君

運輸委員

辭任

高平 公友君

補欠

藤川 一秋君

予算委員

辭任

上條 勝久君

補欠

長田 裕二君

決算委員

辭任

阿部 憲一君

補欠

相沢 武彦君

議院運営委員

辭任

長田 裕二君

補欠

阿部 憲一君

政府委員

文部省大学局長

佐野文一郎君

國務大臣

内閣総理大臣

大平 正芳君

補欠

阿部 憲一君

國務大臣
（総理府総務長）
三原 朝雄君

山中 郁子君 橋本 敦君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

石炭鉱業復興基本法案(小笠原貞子君外三名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十四年度一般会計予算

昭和五十四年度特別会計予算

昭和五十四年度政府関係機関予算

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員阿具根登君提出住友重機械工業株式

会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

同日議長は、社会保障制度審議会委員本院議員片山甚市君及び同小平芳平君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

記

参議院議員 片山 甚市君

同 小平 芳平君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十四年度一般会計予算

昭和五十四年度特別会計予算

昭和五十四年度政府関係機関予算

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

高平 公友君

補欠

藤川 一秋君

運輸委員

辞任

藤川 一秋君

補欠

高平 公友君

予算委員

辞任

神谷信之助君

補欠

渡辺 武君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

中小企業省設置法案(新井彬之君外二名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書(渡辺武君外一名提出)
戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書(二宮文造君提出)
去る五日議員から次の質問主意書が提出された。

記

異動前の官職名 氏 名

沖繩開発庁総務局会計課長 永瀬 徳一君

運輸大臣官房審議官 杉浦 喬也君

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。

沖繩開発庁総務局会計課長 宮島 茂君

運輸大臣官房総務審議官 杉浦 喬也君

去る六日内閣から、参議院議員秦豊君提出憲法第三十二条と昭和四十二年改正土地収用法に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月二十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、沖繩開発庁総務局会計課長宮島茂君外一名(四月五日議長承認)を第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る七日次の質問主意書を内閣に転送した。

成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問主意書(秦豊君提出)

沖繩県における混血児の無国籍問題に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動後の官職名 異動年月日

総理府恩給局第五課長 昭五四・四・四

運輸大臣官房総務審議官 昭五四・四・四

水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書(渡辺武君外一名提出)
戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書(二宮文造君提出)

沖繩県における混血児の無国籍問題に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

藤井 恒男君

補欠

井上 計君

商工委員

辞任

井上 計君

補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

昭和五十四年四月十一日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

法務省矯正局長 石原一彦君 最高検察庁 総務部長 昭五・四・九

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。

法務省矯正局長 豊島英次郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務省矯正局長豊島英次郎君(同日議長承認)を第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を

改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する

法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した次の

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

社会労働委員会に付託した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを内閣委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等

共済組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを議院運営委員会に

付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案(議院運

営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を

改正する法律案(議院運営委員長提出)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する

法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長

提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案可

決報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案可決報告

書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を

の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を

改正する法律案可決報告書

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する

法律の一部を改正する法律案可決報告書

住友重機械工業株式会社の労使紛争に関する

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

出する。

昭和五十四年三月十二日

参議院議長 安井 謙殿

阿具根 登

住友重機械工業株式会社の労使紛争に関する

質問主意書

住友重機械工業株式会社(所在地、東京都千

代田区大手町二の二の一、以下「会社」という)

とその従業員で組織している労働組合である全

国金属労働組合住友重機械支部(所在地、新居

浜市豊開町五の二)、全造船機械労働組合浦賀

分会(所在地、横須賀市浦賀町四の七)、全造船

機械労働組合王島分会(所在地、倉敷市王島乙

高八三〇)、全国金属労働組合富田機器支部

(所在地、四日市市富田二の八の一四)(以下「労

働組合」という)との間に昭和四十六年以降、労

使の紛争が行われているが、その経過と現状を

明らかにされたい。

二 これら労働組合が会社の不当労働行為、労働

基準法違反など不法・違法行為に対して、昭和

四十六年以降、東京都地方労働委員会、神奈川

地方労働委員会、岡山地方労働委員会、三重地

方労働委員会、松山地方裁判所、横浜地方裁判

所、津地方裁判所、岡山地方裁判所、関係労働

明らかにされたい。

二 これら労働組合が会社の不当労働行為、労働

基準法違反など不法・違法行為に対して、昭和

四十六年以降、東京都地方労働委員会、神奈川

地方労働委員会、岡山地方労働委員会、三重地

方労働委員会、松山地方裁判所、横浜地方裁判

所、津地方裁判所、岡山地方裁判所、関係労働

基準監督署、人権擁護委員会などに不当労働行

為、仮処分、本訴、労働基準法違反、人権侵害

などで申立、申請、申告がなされていると聞い

ている。その件数、経過、内容、進行状況を明

らかにされたい。あわせて不当労働行為命令、

仮処分決定、勧告、和解など数多く出されてい

ると聞いている。その内容を明らかにされたい。

三 会社は昨年十月、これら労働組合に対して人

員整理を含む合理化案を提案、代表取締役が出

席して誠意をもつて団体交渉を行うべきである

との労働組合の要求すら拒否して、紛争が一層

激化し、会社の不当労働行為、人権侵害まで行

われているといわれているが、最近の紛争状況

を明らかにされたい。

四 会社の合理化案の内容は、政府が今日中高年

層の雇用保障に努力するとの方向と全く逆行し

て、中高年層の強制解雇、共稼ぎ婦人労働者へ

の強制解雇などが含まれているといわれるが、

その内容を明らかにするとともに、政府の見解

を示されたい。

五 政府は、昭和四十六年以来、数多くの不当労働行為を行つてゐる会社の社会的責任について、どのように指導し、紛争解決にあたるのか見解を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十四年四月三日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員阿具根登君提出住友重機械工業株式会社の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員阿具根登君提出住友重機械工業株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一について

(一) 住友重機械工業株式会社(以下「住友重機」という。)においては、昭和四十六年八月以前には全日本造船機械労働組合浦賀分会(以下「浦賀分会」という。)、同玉島分会(以下「玉島分会」という。)、及び総評全国金属労働組合住友重機械支部の三労働組合があつたが、同年九月に浦賀分会の組合員有志が住友重機械工業労働組合を、また、玉島分会の組合員有志が住友重機械玉島労働組合をそれぞれ結成し、他方、総評全国金属労働組合住友重機械支部においては、昭和四十七年八月の役員選挙を

巡つて組合員間に争いがあり、昭和四十八年二月には住友重機械労働組合及び総評全国金属労働組合住友重機械支部(以下「全金支部」という。の)二つの労働組合が存在することとなつた。

こうした動き及び浦賀分会、玉島分会、全金支部の三労働組合(以下「三労働組」という。の)組合員の解雇問題、新就業規則適用問題、組合専従者の原職復帰問題、昇給・昇格問題等を巡つて、住友重機と三労働組及び三労働組の組合員との間に紛争が続いてゐる。

(二) 富田機器株式会社(以下「富田機器」という。)では、昭和四十四年頃から、総評全国金属三重地方本部富田機器支部(以下「富田機器支部」という。の)との間で労働条件等を巡つて労使紛争が発生してゐたが、昭和四十八年四月に新たに富田機器労働組合が結成され、昭和五十二年九月までの間は二つの労働組合が存在した。

こうした動きを巡り、住友重機及び富田機器と富田機器支部との間に紛争があつた。政府としては、以上のとおりであると聞いている。

二について

(一) 昭和四十六年以降昭和五十四年三月二十六日までの間に、三労働組及び富田機器支部から関係地方労働委員会に対し住友重機(一件)については、住友重機及び富田機器(二件)を被申立

人として、昇給・昇格差別、チェック・オフに係る組合費の引渡し、組合活動に対する支配介入、昨年十一月以降の経営合理化等の問題に關し二十五件の不当労働行為の救済申立てが行われており、このうち、昇給・昇格差別等の問題に關する六件の申立てについては申立ての全部又は一部を認容する旨の命令が、チェック・オフに係る組合費の引渡しの問題に關する一件の申立てについては申立てを棄却する旨の命令が出され、組合活動に対する支配介入等の問題に關する八件の申立てについては労使間に正常な労使関係の確立に努めることとする旨の和解が成立したことにより申立てが取り下げられ、残りの十件の申立ては現在関係地方労働委員会に係属中である。

右の関係地方労働委員会の命令については、使用者側及び労働組合側から中央労働委員会に対し三件の再審査の申立てがなされ、現在同委員会に係属中であり、また、使用者側から東京地方裁判所及び津地方裁判所に対し二件の行政訴訟が提起され、現在これらの地方裁判所に係属中である。

次に、関係地方裁判所に対しては、昭和四十六年以降昭和五十四年三月二十六日までの間に、三労働組から、団結権妨害禁止、配置転換及び懲戒処分等の無効確認等、従業員としての地位保全の問題に關し二十四件(右の行政

訴訟二件を除く。)の訴訟が提起されており、このうち、団結権妨害禁止仮処分申請事件等の四件については申請等の全部又は一部を認容する旨の決定及び判決が、配置転換及び懲戒処分無効確認請求事件一件については請求を棄却する旨の判決が出され、残りの十九件は現在関係地方裁判所に係属中である。

右の関係地方裁判所の決定又は判決があつた事件のうち配置転換及び懲戒処分無効確認請求事件については、労働組合側から広島高等裁判所に控訴がなされ、現在同高等裁判所に係属中である。

なお、現在、以上の労働委員会及び裁判所に係属中の事件のうち、昨年十一月以降の経営合理化問題に關する七件の事件以外の事件については、全金支部及び富田機器支部に係る事件については東京都地方労働委員会の関与によつて、浦賀分会及び玉島分会に係る事件については中央労働委員会の関与によつて、それぞれ、関係労使間で一括して全面的な和解の話し合いが行われている。政府としては、以上のとおりであると聞いている。

(二) 住友重機の各事業場の労働者等から管轄労働基準監督署に対してなされた住友重機に係る労働基準法等違反申告事案は、昭和四十六年以降昭和五十四年二月二十八日までの間に五十六件あり、その内容は、主として、労働

昭和五十四年四月十一日 参議院會議録第十二号 質問主意書及び答弁書

時間及び休憩に関する事、安全衛生に関する事、均等待遇に関する事、割増賃金に関する事である。

これらの申告事案については、現在調査中のもの一件を除き、関係労働基準監督署において調査した結果、関係法令に違反している認められたものについては、住友重機に対して是正を求めたところ、そのすべてについては是正した旨の報告を受けている。

(三) 松山地方法務局に対し、①昭和四十八年六月二十日住友重機愛媛製造所運搬機事業部機械課(以下「機械課」という。)勤務の伊藤邦俊から、全金支部中央執行委員長長寺川実を代理人として、同僚等から人権侵害を受けた旨、②昭和五十三年七月二十八日住友重機愛媛製造所電機課勤務の全金支部中央執行委員長金子清美から、同僚等により人権侵害を受けた旨、それぞれ申告があつた。

これらの申告のうち、①については松山地方法務局において調査した結果、人権侵犯の事実が認められたので、機械課勤務前野紀彦ら四名に対し、人権尊重の理念を啓発するとともに、人権侵犯の事実を摘示し反省善処を促したところ、同人等はその趣旨を理解し、自分の行為に行き過ぎと適切さを欠いた点があつたことを率直に認めたので、昭和四十九年九月二十四日付けで「説示」として処理し、②については同地方法務局において、現在申

告者等から事情聴取するなど人権侵犯事実の有無を鋭意調査中である。

三及び四について

(一) 住友重機は、昨年十一月十日、造船産業の構造不況による「経営改善計画」として、千九百十七名の勇退者募集を中心とする人員削減計画を関係各組合に提案し、同年十二月十四日、①大正十二年以前に生まれた者、②社内共稼ぎの社員のうちいずれか一方の者、③過去五年間に懲戒処分を受けた者、④過去三年間の出勤状態が悪い者等の「勇退の基準」を関係各組合に提示した。

これに対して、住友重機機械労働組合(以下「住友重機組」という。)は、本年一月二十五日、勇退者募集人員を千二百名とすること等の内容で住友重機と合意したが、一方、三労働組は、人員削減計画及び「勇退の基準」を拒否した。

住友重機は、本年二月一日以降、全社員を対象として千三十三名の勇退者募集を行い、横須賀地区においては四十五名、愛媛製造所においては九名がそれぞれ募集目標に達しなかつたが、三月十三日募集を終結した。

一方、住友重機玉島製造所では、本年三月六日、募集目標を達成するため、玉島分会組合員十八名に対し三月十二日付けで解雇する旨の通知が行われ、その後岡山県地方労働委員会との関与によつて右解雇の取扱について

労使間で和解の話し合いが行われたが、それが不調に終わったため、住友重機は三月二十二日付けで十七名を解雇した。

この間、三労働組は、「勇退の基準」及びこれに基づく勇退者募集は労働組合への支配介入であるとして、関係地方労働委員会に対し不当労働行為の救済申立てを行い、また、右十七名の被解雇者は、三月二十二日岡山地方裁判所に地位保全等の仮処分申請を行った。

更に、住友重機愛媛製造所では、本年三月九日、全金支部女子組合員一名に対し解雇の通知が行われ、同人は、三月十日、松山地方裁判所西条支部に対し地位保全の仮処分申請を行った。

なお、本年二月十九日、横須賀地区の追浜造船所において、浦賀分会の組合員と住友重機組の組合員との間に暴行事件が発生し、本事件等について浦賀分会は、二月二十日、横浜地方裁判所横須賀支部に対し暴力行為等禁止の仮処分申請を行った。

政府としては、以上のとおりであると聞いている。

(二) 政府としては、住友重機に対し、経営合理化に当たっては、特に高齢者等の再就職が困難と思われる者にしわ寄せがいかないようにする等できる限りの配慮をすることについて労働組合と十分話し合いを行うよう要請を行ったところであり、今後とも事態の推移を見

守りつつ、必要に応じて要請を行つてまいりたい。

なお、愛媛製造所における女子組合員一名に対する解雇問題については、円満解決が図られるよう労使で十分話し合いが行われることが期待されるが、いずれにせよ、現在裁判所に係属中であり、その推移を見守りたい。

五について

使用者が労働組合法の禁止する不当労働行為を行つてはならないことはいふまでもないことであり、政府としては、かねてから、労使関係法規の周知徹底を図る等不当労働行為防止のため努力してきているところであるが、住友重機における係争中の不当労働行為等の問題については、関係労働委員会及び裁判所の審理に委ねられているところであり、政府としては、それらの動向を見守りつつ、必要に応じて、紛争が円満に解決されるよう労使当事者に対し助言・指導を行つてまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二二(大代) 〒107